



## 北中城村にお住まいの多胎妊婦さんへ 妊婦健診診査受診票を追加で交付します

### ■対象

北中城村に住民登録があり、多胎（双子や三つ子等）妊娠中の方

### ■内容

親子（母子）健康手帳交付時に、14回の受診票と併せて「多胎妊婦用」の受診票を5回分追加で交付いたします。

（合計19回分の妊婦健診費用が助成されます）

### ■受診票の配布方法

多胎と診断され、親子（母子）健康手帳の交付を申請された際に、追加分の受診票を交付いたします。

### ■ご使用方法

15回目以降の妊婦健診受診時に、受診先に提出しご使用ください。多胎追加分の受診票には「北中城村多胎追加分」と印されています。

追加の受診票：9-1回目、9-3回目、9-5回目、9-7回目、9-8回目

### ■注意事項

※公費負担額は、妊婦健診費用の全額ではありません。公費負担額を超えた費用については、自己負担になります。

※使用しなかった受診票の現金への換金はありません。

※妊婦健診受診日に北中城村外に転出されている場合は対象外となります。

（転出先の市町村にお問い合わせください）



その他ご不明な点がございましたら下記担当までご連絡ください。

北中城村 健康保険課 母子保健担当 TEL 098-935-2267